



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

おだよ、お



だまされないで！ なりすまし詐欺

注意

県内の7月末までの被害件数は58件、被害金額は2億2,000万円余り（前年同期49件、被害金額1億9,000万円余り）で、一昨年から激増した昨年にくらべてさらに増えています。**ご注意ください！**



息子や孫、警察官・役所職員・銀行職員などを装い、「お金を振り込んで」「お金を手渡して」「レターパック、宅配便でお金送って」「ATMに行っって」「あなたの口座が悪用されている」

こんな電話は、要注意！ 詐欺です！

「携帯電話の番号が変わったんだよ」

「携帯電話が変わったから新しい番号になったんだよ」「カゼで声が変わった」というのはだましの準備です。**前の番号にかけて確かめましょう！**

「急にお金が必要になっちゃって」

「会社のお金が入ったカバンをなくした。クビになってしまう」「事故を起こした」などと言って「**今日中にお金が必要**」と要求します。

「銀行のカードをお預かりします」

「口座が凍結される」「捜査の押収品にあなたの通帳があった」などと言って、通帳や印鑑、カードを預かろうとします。**絶対に預けてはダメ！ 暗証番号を教えることもいけません。**

「還付金があります。ATMに行っって」

役所や税務署職員等を装って、医療費や税金の「還付金がある。ATMに行っって」と言います。**公的機関がATMを操作させることは絶対にありません。**

「会社の同僚が行くからお金を渡して」「宅配便でお金を送って」

「自分が行けないから」と言われて、知らない人にお金を預けるのは危険です。**宅配便やレターパック、小包でお金を送ることは禁止されています。**

その他、こんな「セリフ」に御用心！

- ・宝くじの当選番号を教えます。
- ・名義を貸してください。
- ・過去の被害を取り戻せます。
- ・有料サイト利用料が未納です。
- ・「急いで」「誰にも言わないで」

© KANAGAWA2013



—ひとりで悩まず、相談してください—

福島県消費生活センター（消費生活課）

024-521-0999

【相談受付時間】 平日 午前9時～午後6時30分

県消費生活センター 最近の相談事例

マルチ商法

相談例 1

大学生の息子に借金が80万円もあることがわかりました。理由を聞いてみると、友人に誘われたある会に入会し、身体の毒素を排出する健康サプリメントを沢山購入したようです。それをアルバイト感覚で販売し、マージンを得ているようで、借金はすぐ返せるから心配ないと言い張ります。詳しくは語らないのですが、マルチ商法ではないかと心配しています。

相談例 2

大学のサークルの友人から「ビジネスチャンスがある」と誘われて、ネットワークビジネスに関するセミナーを受けに行きました。その後、先輩からさらに詳しい説明を受けました。そのビジネスへの加入料は、私には高額なのですが、すぐに元は取れるとのこと。サークル内の人も何人か加入しているのですが、別な友人からは「マルチで危ないのではないか」と言われました。怪しい話でしょうか。

アドバイス

- マルチ商法は、商品を販売しながら会員を勧誘するとリベートが得られるとして、消費者を販売員にしてピラミッド式に会員を増やしながらか商品を販売していく商法です。最近ネットワークビジネスとも言われています。
- 「簡単に儲かる」「必ず儲かる」などと勧誘されますが、説明されるほど利益は上がらない場合がほとんどです。例えば勧誘されたひとがそれぞれ10人ずつ勧誘したら8代で1億人になってしまいます。商品が思ったように売れず多額の債務を抱え込んだり、友人を勧誘して人間関係まで壊れてしまったりすることもあるので注意が必要です。
- マルチ商法の場合は特定商取引法の連鎖販売取引に該当しますのでクーリング・オフが可能です。クーリング・オフ期間が過ぎていても一定の条件を満たしていれば、商品販売契約の解除や未使用の商品を返品して返金を受けることが可能な場合もあります。早めの対処が被害を最小限にしますので、御相談ください。



中古車の購入トラブル

相談例 1

「車検付き・保証なし」の中古車を購入しました。直後にオイル漏れが2回あり、2回とも販売店に無償で修理してもらいました。ところが、またオイルが漏れたので、販売店に連絡すると、「元々、「保証なし」だったのだから」と言われました。確かにそうですが、購入後すぐに、修理もしてもらっているのに、何回も壊れるなんて、販売店の責任はないのでしょうか。

相談例 2

ネットで良い中古車を見つけ、販売店に出向きました。実際に見ても良いものでしたが、少々高額なので購入を迷っていたところ、「これは、他のお客様からも問い合わせがあったもので、すぐに売れてしまいますよ」と言われ、その場で120万円の契約をしました。自宅に帰ってよく考えるとやはり高額なので、翌日、解約を申し出たところ、契約金額の20%の解約料が必要だと言われました。解約料が高すぎると思います。

アドバイス

- 乗用自動車は、クーリング・オフ（契約の無条件解除）ができませんので注意が必要です。契約成立後の解約は困難ですので、価格、必要経費、保証などについて書面でよく確認し、慎重に契約しましょう。解約料は、解約によって業者に実際に生じた損害の範囲内とされ、それを越えた解約料は不当とされています。
- 中古自動車は、品質や価格が一台ごとに異なり、新車とは違う商品特性を持っています。消費者にとって商品選択が難しく、購入後のトラブルに結びつく場合もあるので、試乗するなど車の状態をよく確認することも必要です。



インターネット通販 こんなことに気をつけよう!



事例1

インターネット通販でスニーカーを注文し、代金引換で届いたのですが、届いたものは注文したものと別なものでした。苦情を伝え、返品・返金を求めたが応じてもらえません。

事例2

インターネット通販で海外の業者からブランド物のバッグを購入したのですが、商品が届かず、連絡もとれません。代金は既にクレジットカードで引き落とされています。

事例3

インターネット通販で、値段も手頃でかわいいワンピースを買い、代金引換で支払いました。ところが、送られてきたものを見ると、サイズは合わないし、色も写真と違っています。返品しようと連絡したら、こちらの都合による返品は一切受け付けられないと言われましたが、本当にできないのでしょうか。



アドバイス

- ショップの住所や電話番号、メールアドレス、責任者の名前などを確認し、これらが書かれていないショップとは取引しないようにしてください。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品できるかどうかはそれぞれの契約で規定されます。注文する前に返品の可否や条件等の利用規約をよく確認しましょう。
- 支払い方法が前払いだけでなく、他の方法を複数用意している業者を選び、なるべく商品到着後に支払する方法を選びましょう。
- 特定商取引法により、通販業者はサイトに連絡先等を標記しなければなりません。そのような標記がない場合や日本語表記が不自然な場合は注意が必要です。
- 一般に流通している価格よりも大幅に安い場合等は模倣品である可能性もあります。その場合は意図せず関税法に抵触してしまう場合もあるので注意が必要です。

クリーニング こんなことに気をつけよう!



事例1

昨年の秋に、夫の夏用のスーツをクリーニングに出して、洋服ダンスに収納しておきました。先日、夫が着用したところ、ズボンのサイズが全く合いません。よく見ると、色も微妙に違ってきます。

すぐクリーニング店に連絡しましたが、「該当のものはない」と言われてしまいました。弁償してもらえるのでしょうか。

事例2

白いブラウスをクリーニングに出したところ、数か所に茶色のしみが付いて戻ってきました。再度出しましたが、そのしみはとれませんでした。原因は、「塩素が付いていたから」と言われましたが、3回ぐらいしか着ていないもので、毎回クリーニングに出していたものです。基準に基づいて弁償するとは言われましたが、こちらが悪いような言い方に納得できません。

アドバイス

- 事故原因がクリーニング業者にあり、その店が「クリーニング自己賠償基準」の適用店であれば、それに基づき賠償されることになっています。この基準は、「Sマーク」や「LDマーク」のクリーニング店で使われています。しかし、6か月経過すると賠償責任は免れますので早めに確認するようにしましょう。
- 衣料品を出す際と受け取る際、店との間での点数、しみの有無等確認が大切です。時間が経つと原因の特定が難しくなるので、なるべく早く引き取りに行きましょう。
- ポリ包装袋・カバーについては、使用されている酸化防止剤が大気中のガスと反応して黄変させる原因の一つとされ保管には適していないので、はずして、仕上がり等を確認してから収納するようにしましょう。



自家消費野菜等の放射能簡易検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能簡易検査を実施しています。詳しくは、各市町村役場 担当課へお問い合わせください。
 県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【申込み・問い合わせ先】

電話予約制

県消費生活センター 受付専用電話 **024-521-8397**
 〒960-8043 福島市中町8-2 (自治会館) 1階 ※受付時間 平日 午前9時～午後5時

- 検査対象品目は、「自家消費野菜」「山菜・キノコ」「飲用井戸水等」「自家消費野菜等の放射能検査野菜栽培土壌」です。平成25年10月1日より自家消費野菜栽培土壌を検査対象としています。
- 販売を目的とする食品、流通している食品は対象外です。
- 検査は1回につき2食品までです。また、検査は無料です。

※詳しくは、上記の受付専用電話にお問い合わせください。

希望するテーマに応じて無料で講師を派遣します。

出前講座のご案内

ぜひ、ご利用ください!



福島県消費生活センター（消費生活課）や福島県金融広報委員会（事務局：日本銀行福島支店）では、出前講座を随時実施しています。
 無料で講師を派遣しますので、希望するテーマに応じて是非ご利用ください。

＜福島県消費生活センター＞

- テーマ 悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル など
- 派遣先 公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
- 講師 県消費生活センター職員
- 申込先 県消費生活センター（消費生活課）
電話 024-521-7736

＜福島県金融広報委員会＞

- テーマ 金融、生活設計、金銭教育、消費者問題 など
- 派遣先 各種学習会、大学等
- 講師 金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士など）
- 申込先 福島県金融広報委員会（事務局：日本銀行福島支店総務課）
電話 024-521-6355

各年代に合わせた内容でお話しします。お気軽にお問い合わせください。
 そのほか、福島県金融広報委員会会長である日本銀行福島支店長が金融経済についてわかりやすく解説する「出前経済講座」もあります。

消費生活無料相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、
【弁護士・司法書士による法律相談】
【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的実施しています。
 相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【相談場所】 県消費生活センター 福島市中町8番2号（自治会館1階）
 県中地方振興局 郡山市虎丸町7番7号（郡山市労働福祉会館）
 県南地方振興局 白河市昭和町269番地（県白河合同庁舎）
 会津地方振興局 会津若松市追手町7番5号（県会津若松合同庁舎）



【問い合わせ】 県消費生活センター 相談専用電話 **024-521-0999**

「くらしの情報」次号は12月発行予定です。「くらしの情報」はインターネットでもご覧いただけます。

検索 ふくしまくらしの情報

福島県

生活環境部消費生活課 024-521-7736 （平成26年8月発行）



「くらしの情報」次号は平成26年1月発行予定です。「くらしの情報」はインターネットでもご覧いただけます。

[検索](#)  [ふくしまくらしの情報](#)

福島県